

社会福祉法人が行う契約の取扱いについて

社会福祉法人（以下「法人」という。）が行う契約に関しては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発第0329第1号・老高発0329第3号）において取扱いが示されている。また、法人が補助事業による施設整備のために契約を行う場合については、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号）により、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて行うこととされている。

この通知は、上記により示されている考え方を整理するとともに、契約に当たって法人が遵守すべき取扱いについて定めたものである。

1 基本的考え方

(1) 法人が契約を行うに当たっては、以下により取り扱うものとする。

ア 法人が国、県の補助事業による施設整備のために契約を行う場合の取扱い

公共事業の扱いに準じたものとするための具体的な手続きの基準を別紙『施設整備に係る契約事務取扱要領』（以下「取扱要領」という。）により示すので、これに定める手続きに基づき行うものとする。

イ 法人がア以外の契約（自主財源のみの契約等）を行う場合の取扱い

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発第0329第1号・老高発0329第3号）等で示されている手続きに則って行うほか、定款、経理規程等で自らが定める取扱いを厳格に適用することにより、公正・透明な方式を用いて行うこと。

※ ただし、民間公益補助事業として実施する施設建設工事については、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて行うものであること。

(2) 上記ア、イのいずれの場合であっても、契約を行うに当たって決定すべき必要事項（契約締結方法、入札等の手続き、指名競争入札とした場合の指名業者の選定等）については、定款細則等で理事長等の専決事項とされているものを除き、理事会で具体的に審議の上決定すること。なお、理事会で審議された事項に基づき契約を執行する際は、決定書（伺書）等により法人としての決定の過程を明確にすること。

2 各契約締結方法における手続き

法人は、各契約締結方法に応じ、以下により契約手続きを行うものとする。

(1) 一般競争入札（条件付き一般競争入札）

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、原則として一般競争入札に付さなければならないものであり、その場合、あらかじめ、営業所の所在地、経験等に関する一定の競争参加条件を定めた上で入札参加させる「条件付き一般競争入札」とすることができるものであるが、条件付き一般競争入札で行う場合は、まずは、入札に参加する者に必要な条件について理事会で審議の上決定すること。

イ 具体的な参加条件については、地方公共団体の入札参加資格の有無、施工実績や納

入実績、営業所の所在地に関する地理的条件、さらに建設工事の場合は、経営事項審査点数、県の入札参加資格者名簿における格付け及び総合点数に関する条件、配置予定技術者の資格等の技術的要件に関する条件などの中から、適切な条件設定を行うこと。

ウ 入札を実施するまでの間に予定価格を設定しておくこと。なお、特に必要と認められる場合には最低制限価格を設定することもできるが、この場合は公共工事に準じて適切な金額を設定すること。

エ 入札に際しては、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員を立ち合わせる。この場合、地元市町の職員の立会いを求めることも適当であること。

オ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名を得ること。

カ 建設工事については、建設業法により一括下請けは禁止されているので、契約に際しては、その旨必ず特約すること。

キ 建設工事において、工事の一部を下請け業者が行う場合は、請負工事の内容に応じた下請負業者の商号、所在地等について、請負業者から報告を求めること。

※ 一般競争入札を行うに当たっての具体的な手順（理事会での審議、入札公告等、予定価格の設定、入札の実施等）については、取扱要領を参照すること。

（2）指名競争入札

ア 合理的な理由から一般競争入札に付する必要がない場合及び適当でないと認められる場合に、指名競争入札によることができるものであるが、指名競争入札とする場合は、必ずその理由を挙げて理事会で審議の上決定すること。

なお、指名競争入札によることができる要件は次のとおりであること。

① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき

② 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数であるとき

③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき

ただし、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）第3条第1項に規定する総務大臣が定める区分により総務大臣が定める額（特定調達適用基準額）以上の契約については、一般競争入札に付さなければならないものであること。

※ 特定調達適用基準額（令和6（2024）年度及び令和7（2025）年度の両年度に締結される調達契約の基準額）

| 区 分 | 額 |
|---|---------|
| 物品等の調達契約 | 3千6百万円 |
| 特定役務のうち建設工事の調達契約 | 27億2千万円 |
| 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 | 2億7千万円 |
| 特定役務のうち上記以外の調達契約 | 3千6百万円 |

- イ 業者選定に当たっては、地方公共団体の入札参加資格の有無、施工実績や納入実績、営業所の所在地、経営事項審査点数等を考慮し、選定すること。
- ウ 指名競争入札を行う場合の指名業者の数については、入札の目的に照らして適切かつ十分な数を確保すること。
- ※ ただし、国、県の補助事業による施設整備については、1-(1)-アのとおり、取扱要領によるものとする。
- エ 入札を実施するまでの間に予定価格を設定しておくこと。なお、特に必要と認められる場合には最低制限価格を設定することもできるが、この場合は公共工事に準じて適切な金額を設定すること。
- オ 入札に際しては、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員を立ち合わせる。この場合、地元市町の職員の立会いを求めることも適当であること。
- カ 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名を得ること。
- キ 建設工事については、建設業法により一括下請けは禁止されているので、契約に際しては、その旨必ず特約すること。
- ク 建設工事において、工事の一部を下請け業者が行う場合は、請負工事の内容に応じた下請負業者の商号、所在地等について、請負業者から報告を求めること。
- ※ 指名競争入札を行うに当たっての具体的な手順（理事会での審議、入札（指名）通知書の発送、予定価格の設定、入札の実施等）については、取扱要領を参照すること。

(3) 随意契約

- ア 随意契約によることができるのは次の場合であるが、あくまで契約方法の特例であることを基本に置き、公平性と透明性を確保し、適正な契約事務に十分留意すること。
- なお、随意契約によることができる場合の一般的な基準は、次のとおりであること。

① 予定の価格が次に定める額を超えないとき

| 区 分 | 金 額 |
|---|---|
| 会計監査を受けない法人 | 1, 0 0 0 万円 |
| 会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せずに会計監査をうける法人 | 法人の実績に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額) ・ 建築工事：2 0 億円 ・ 建築技術・サービス：2 億円 ・ 物品等：3, 0 0 0 万円 |

② 性質又は目的が競争入札に適しないものについて契約するとき

- a 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- b 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- c 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- d 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- e 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合

- f 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合
 - ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - a 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
 - b 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
 - c メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合
 - ④ 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - a 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
 - b 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
 - c 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
 - d ただし、予定価格が1,000万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記b及びcの適用は受けない。
 - ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
 - a 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
 - b 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
 - c ただし、予定価格が1,000万円を超える設備整備を行う場合は、前記a及びbの適用は受けない。
 - ⑥ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき（契約保証金及び履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと）
 - ⑦ 落札者が契約を締結しないとき（落札金額の制限内での随意契約であるとともに、履行期限を除き、最初競争に付するときに定めた条件を変更することはできないこと）
- イ 価格による随意契約（アの①の契約をいう。）をする場合は、原則として、3者以上から見積書を徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2者以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。
- ① 工事又は製造の請負 : 250万円
 - ② 食料品・物品等の買入れ : 160万円
 - ③ 上記に掲げるもの以外 : 100万円
- ウ 見積合わせを省略できる場合は、次のとおりとすること。
- ① 1者が専有する物品、財産等の購入及び技術、知識、経験等を必要とする業務の請負契約を締結するとき
 - ② 急を要し他の者から見積書を徴する時間的余裕がないとき
 - ③ 見積書の提出を依頼しても他に提出者がいないとき
 - ④ 分解して検査をしなければ見積もることができない機械器具等の修繕を行う場合

のようなとき

- ⑤ 1件の予定価格が10万円未満の契約を締結しようとするとき
- エ 随意契約による場合は、執行伺いにその具体的な理由を明記すること。
- オ 随意契約により契約する場合でも、定款や定款細則等の規定に基づき、原則として理事会での審議又は報告を行うこと。

(4) その他

ア 会計監査に係る契約については、(1)から(3)までにかかわらず、随意契約が可能であること。

具体的には、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討のうえ、選定すること。なお、価格のみで選定することは適当ではないこと。

また、複数の会計監査人候補者から提案書等を入手するにあたっては、日本公認会計士協会のホームページにおいて公表されている公会計協議会社会保障部会の部会員リストを参考資料として活用できること。

イ 重要な契約については、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第45条の13第3項に基づき、理事会において決定するとともに、理事長及び業務執行理事は、法第45条の16第4項に基づき、契約結果等を理事会に報告しなければならないこと。

3 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、法第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。